

日本医師会新型コロナワクチン速報【第16号】

【目次：第16号】

やむを得ず接種券なしで追加接種を実施する場合の運用について

1. 接種当日まで
2. 接種券が被接種者に届いた後
3. 費用請求について

やむを得ず接種券なしで追加接種を実施する場合の運用について

概要は以下のとおりです。詳細は [\[令和3年11月30日付\(健Ⅱ421F\)\]](#) をご確認ください。

1. 接種当日まで

- ・ まずは市区町村への接種券発行申請を促す等、接種券の活用を原則とする。
- ・ 接種券が届く前に接種を実施する場合には、医療機関と医療機関が所在する市区町村と相談する。
- ・ 被接種者に対して、「自治体から接種券が届いたら、速やかに持参すること」、「接種当日に記入した予診票」の内容を転記してもらう可能性があること」を予め伝達する。
- ・ 接種券部分が印字されていない予診票を用いて、追加接種を実施する。
- ・ この「接種当日に記入した予診票」にはロット番号シール3枚のうち1枚を貼付後、原則5年間保管する。
- ・ 接種後、「接種当日に記入した予診票」のコピーにロット番号シール1枚を貼付し、接種記録書とともに被接種者に交付する。残りのロット番号シール1枚は保管する。

2. 接種券が被接種者に届いた後

追加接種の接種券は、原則、自治体から被接種者へ「接種券一体型予診票」が届きますが、自治体によっては、「接種券(兼)接種済証(シール型)」が届く場合があります。

2.1 「接種券一体型予診票」の場合

- ・ 被接種者、接種実施医療機関等は、「接種当日に記入した予診票」の記載内容を「接種券一体型予診票」に転記し、残りのロット番号シールを貼付後、住所欄の右端に「(写)」と記入する。
- ・ 転記済の「接種券一体型予診票」を2部コピーし、1部は接種実施医療機関等が保管し、1部は被接種者に交付する。(任意)

2.2 「接種券(兼)接種済証(シール型)」の場合

- ・ 「接種券(兼)接種済証」の接種券シールを接種当日に記入した予診票に貼付する。
- ・ 接種券シールを貼付済の「接種当日に記入した予診票」のコピーに残りのロット番号シールを貼付・保管する。

3. 費用請求について

- ・ 転記済の「接種券一体型予診票」及び接種券シールを貼付した「接種当日に記入した予診票」は、VRS読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市区町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。

※既に供給されている武田/モデルナ社ワクチンについては、付属するロット番号シールが不足する可能性があるため、シールのコピーを用いる、手書きするなどにより対応してください。[令和3年12月17日付(健Ⅱ453F)]

新型コロナウイルスのワクチンに関する現時点における確定情報を速報いたします。
必要とされているにもかかわらず不確定な情報については、確定され次第ご案内いたします。